

横浜市敬老特別乗車証制度のあり方検討会の設置について

1 検討会設置の趣旨

横浜市敬老特別乗車証（敬老パス）制度は、高齢者の社会参加を支援し、もって高齢者の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。

一方、本制度については、少子・高齢化の進展により対象となる高齢者が増加していることに伴い、事業費が増加し、交通事業者・本市ともに負担が増えるなどの課題があります。

今後も中長期的な高齢化の進展により、さらなる事業費の増加が見込まれることなどから、持続可能な制度となるよう、見直しが必要です。

そこで、「横浜市敬老特別乗車証制度のあり方検討会」を設置し、様々な角度から今後の方向性を検討していきます。

2 検討事項

- (1) 敬老特別乗車証制度のあり方（外出支援、社会参加等）
- (2) 乗車証の対象者、事業者に関すること（対象年齢、対象交通機関等）
- (3) 事業費、費用負担に関すること
- (4) 市民意見の把握に関すること（アンケート実施等）
- (5) その他必要事項

3 検討会の委員構成（8人）（予定）

- (1) 市民（2名）：横浜市町内会連合会、横浜市老人クラブ連合会（各1名）
- (2) 有識者（4名）：社会福祉分野（2名）、地域保健分野（1名）、地域交通分野（1名）
- (3) 交通事業者（2名）：神奈川県バス協会、交通事業者（各1名）

4 検討会の開催日

- (1) 第1回検討会の開催日
令和元年6月中下旬予定（内容：制度の概要等の説明）
- (2) 全体のスケジュール（予定）
令和元年12月までに全4回程度開催

1 制度の概要

事業開始年度	昭和 49 年度
利用対象者	市内に居住している満 70 歳以上の人（交通機関の利用が困難な人を除く）
乗車証の有効期間	1 年間：10 月 1 日～翌年 9 月 30 日
利用者負担 (年額)	① 身体障害者手帳 1～4 級所持者など…………… 無料 ② 生活保護を受給している方・同一世帯全員が市民税非課税の方…3,200 円 ③ 本人非課税者で世帯員に課税者がいる方……………4,000 円 ④ 市民税課税で合計所得金額が 150 万円未満の方……………7,000 円 ⑤ 市民税課税で合計所得金額が 150 万円以上 250 万円未満の方……8,000 円 ⑥ 市民税課税で合計所得金額が 250 万円以上 500 万円未満の方……9,000 円 ⑦ 市民税課税で合計所得金額が 500 万円以上 700 万円未満の方… 10,000 円 ⑧ 市民税課税で合計所得金額が 700 万円以上…………… 20,500 円
対象交通機関	民営バス（10 社）、市営バス、市営地下鉄、金沢シーサイドライン
発行方法	① 8 月上旬に手続き案内と申請書を郵送 （新規 70 歳到達者は、到達月の約 1 か半月前に手続き案内と申請書を郵送） ② 希望者は申請書に記入の上、返信用封筒により返送 ③ 納付書又は引換券（無料の場合）を郵送 ④ 市内郵便局で、負担金納入又は引換券と引き換えに乗車証を交付

2 事業費・交付者数の推移

平成 30 年度・令和元年度は予算数値（単位：億円）

	平成 23 年度	…	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
事業費計	104.6	…	107.9	108.2	116.2	121.6
交通事業者	103.4	…	106.8	107.0	114.8	119.6
市事務費	1.2	…	1.1	1.2	1.5	2.0
利用者負担額	16.7	…	18.2	19.0	18.9	20.2
市費負担額	87.9	…	89.8	89.2	97.3	101.4

※百万円以下を四捨五入しているため合計値が一致しない場合があります。

	平成 23 年度	…	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
交付者数	335,127 人	…	375,351 人	391,056 人	387,587 人	414,179 人